

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションゆいゆい	広島市中区堀町二丁目1番3-302号	令和7年10月1日	令和13年9月31日
HomeCareクレール	広島市東区矢賀二丁目8番46-103号	令和7年4月1日	令和13年3月31日